

豊田市業務委託総合評価方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市が発注する業務委託に係る総合評価方式による一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「総合評価方式」とは、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と技術力及び信頼性・社会性の両面から最も優れたものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

(組織及び委員)

第3条 総合評価方式を円滑に実施するために、豊田市総合評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学識経験者の外部委員と事務の執行機関である総合評価推進部会（以下、「部会」という。）委員から成る。

3 委員長は、外部委員の中から外部委員の互選により決定する。

4 外部委員は、総合評価方式について学識経験を有する者の中から市長が委嘱する。

5 外部委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 部会の委員は、総務部調整監を部会長に、技術管理課、建築住宅課、土木課、(上下水)総務課、下水道建設課から成る。

7 委員は非常勤とする。

8 委員長に事故のあるときは、総務部調整監がその職務を代理する。

9 委員会及び部会の事務局は、契約課とする。

10 委員会及び部会の役割、会議の開催については、総務部調整監が別に定める。

(適用対象業務委託)

第4条 総合評価方式により入札を行う業務委託は、入札者が提示する履行計画及び労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案、入札者の技術力及び信頼性・社会性（以下「企業の技術力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる業務委託とする。

(評価の方法)

第5条 総合評価方式による評価の方法は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目の得点の合計（以下「加算点」という。）と当該入札価格を基に、次の各号のいずれかの方法を採用して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(1) 除算方式

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

(2) 加算方式

$$\text{価格評価点} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(学識経験者の意見聴取)

第6条 部会は、総合評価方式を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとするときは、

あらかじめ委員会を開催して学識経験者である外部委員過半数の意見を聴かなければならない。

- 2 部会は、前項の規定による意見の聴取において、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときにも改めて学識経験者の意見を聴く必要があるかどうかについて、外部委員の意見を聴くものとし、学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときには、あらかじめ委員会を開催して外部委員過半数の意見を聴かなければならない。

(入札の公告)

第7条 契約担当課は、総合評価方式で発注しようとする場合は、入札公告を行う際に、次の事項について公告する。

- (1) 総合評価方式の業務委託である旨
- (2) 当該総合評価方式に係る評価項目
- (3) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準
- (4) 第13条の規定により、最低評価点を設定する場合における最低評価点等

(技術提案等の提出)

第8条 入札参加希望者は、技術提案書(履行計画)等(以下「提案書」という。)を入札参加資格確認申請の際に併せて提出するものとする。

(落札者決定基準)

第9条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。

(低入札調査基準価格及び失格基準)

第10条 総合評価方式は、第12条に規定する評価値の最も高い者が、豊田市業務委託低入札価格調査等実施要綱第4条に規定する低入札調査基準価格を下回った場合、同要綱第4条から第9条までの規定を準用する。

(評価基準)

第11条 総合評価における各方式の評価基準は、以下のとおりとする。

- (1) 評価項目は、業務委託単位に履行上の課題及び世情を勘案し別表1に掲げる評価項目の中から設定する。

(2) 加算点

ア 各評価項目の評価に応じて与えられる得点を加算点という。

イ 除算方式を採用した場合は、入札参加資格要件を満たした場合にあっては、標準点として100点を付与する。

ウ 加算点は、10点から30点を基本とする。ただし、部会が認めた場合は、この限りではない。

エ 加算点は、原則として次の基準に従って配分する。

i 履行計画、労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等の加算点は、10点から20点とする。

ii 上記以外の評価項目の加算点は、10点とする。

オ 加算点は、概ね次の基準により設定する。

i 履行計画は、原則として標準案を0点としてそれを上回る提案に加算する。

ii 履行計画以外の評価項目については、要求した要件を満たしている場合に加算する。

(落札者決定の方法)

第12条 落札者を決定しようとするときは、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 評価値が次の式によって算出する基準評価値を下回っていないこと。

ア 除算方式

基準評価値＝標準点／予定価格

イ 加算方式

基準評価値＝0

(3) 入札に係る性能等が、入札公告において明らかにした技術的要件のうち、求める評価項目の最低限の要求要件を全て満たしていること。

2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(最低評価点の設定)

第13条 部会は、業務委託の目的により最低評価点を設定できることとする。

2 部会は、最低評価点に達しない者については、入札の参加を却下できるものとする。

(提案書の審査)

第14条 提案書の審査は、原則、担当課で行うものとする。ただし、必要に応じて、部会での審査を行うものとする。

2 提案書の審査にあたっては、履行計画、労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等に関する提案及びその他の項目について評価するものとする。

(提案書類の作成費用)

第15条 入札参加者が提案書の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

別表 1 評価項目

| 審査項目 | 評価項目 |
|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 履行計画 | ①履行体制 ②品質保証 |
| 労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上、雇用の創出及びその検証方法 | ①労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案及びその検証方法 ②労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案及びその検証方法 ③雇用の創出に関する提案及びその検証方法 |
| 企業の技術力評価 | 過去5年間履行実績 |
| 社会貢献 | ① 環境対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 認証取得の有無 ・ エコアクション21の有無 ・ チャレンジ25キャンペーンの登録の有無 ・ 低公害車の利用促進の有無 ・ エコ通勤への取り組みの有無 ② 社会問題への貢献 <ul style="list-style-type: none"> ・ ファミリーフレンドリー企業登録の有無 ・ 一般事業主行動計画又は男女共同参画社会への貢献の有無 ・ 法定雇用率を上回る障がい者の雇用の有無 |
| 地域貢献 | ① 地域活動等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市消防団協力事業所表示制度の認証の有無 ・ まちかど緊急ステーションの認定の有無 ② その他のボランティア活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去5年間に企業として災害等ボランティア活動としての実績 |
| その他 | 企業の品質管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO9001 認証取得の有無 |